

子母発 1120 第 1 号
政統人発 1120 第 1 号
令和 2 年 11 月 20 日

各 都道府県
指定都市
中核市 母子保健主管部（局）長 殿

各 都道府県
指定都市 保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省統計管理官(人口動態・保健社会統計室長併任)
（ 公 印 省 略 ）

母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）

平素より、厚生労働行政に格別の御配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

死産については、死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）により、公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的として、父母等が市区町村長へ届出を行うこととされています（同令第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項）。

死産届に関する情報は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する各母子保健施策を行うに当たっても、妊産婦（死産の場合を含む。）等への切れ目ない支援を実施する観点から必要な情報ですが、現在、市区町村内の母子保健担当課に死産届に関する情報が伝わらず、死産の届出をした者に対し母子保健施策に関連する適切な対応が講じられていない場合があります。

国においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項に基づき、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができるとされております。死産届に関する情報の取扱いについても同様に、市区町村の個人情報保護条例等を踏まえつつ、保健統計主管課（死産届を受理する課を含む。）においては、母子保健担当課の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めていただきますようお願い申し上げます。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内の市区町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます。

（母子保健担当）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課母子保健係

Tel:03-5253-1111（内線 4975、4978）

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

（人口動態調査担当）

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

Tel:03-5253-1111（内線 7466）